【消費生活関係】

１　消費生活相談体制等の充実・強化について

（１）消費生活相談体制の充実に係る事務や事業に要する経費を支援する地方消費者行政強化交付金のうち、地方消費者行政推進事業については、多くの自治体が交付金の活用期限を迎える。これにより、地方消費者行政の基盤をなす消費生活相談員の任用継続が困難となるほか、消費者教育・啓発、高齢者等の消費者被害防止のための見守りネットワーク活動、適格消費者団体等に対する活動支援、高度・専門的な消費者問題対応等の先駆的取組などが後退・衰退するおそれがある。

　このため、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置を行うとともに、消費生活相談員の処遇改善にもつながるよう、人件費のほか幅広く活用できる新たな交付金制度の創設を行うこと。創設までの間、推進事業の活用期限の延長等、相当の予算措置を行うとともに、既に推進事業の活用期限を迎えた自治体に対しても、十分な配慮を行うこと。

　また、地方消費者行政強化事業については、悪質商法対策の強化や成年年齢引下げに対応する若年者への消費者教育の推進等のため、補助率引下げ要件及び強化拡充要件を撤廃するとともに、補助率の嵩上げ、事業メニューの恒常化、デジタル化の進展などに伴う新たな消費者問題への対応等にも活用できる使途の拡充、少額な事業に係る変更事務の簡素化など、引き続き、地方自治体の要望が十分に反映された、活用しやすい制度に改善を図ること。

（２）消費生活相談のデジタル化に係る新システム構築や、デジタル化を契機とした自治体間の広域連携及び相談員の役割分担については、自治体の意見を十分に聴取し、その意向を踏まえ、相談業務の実情に即した制度設計とすること。

　また、デジタル化に伴う自治体側のシステム整備・改修を円滑に進めるため、自治体の予算要求に支障がないよう、早期に詳細な情報提供を行うとともに、不具合が生じた場合に対応できるよう、システムの試行をなるべく早期に開始すること。

　さらに、新システム導入にあたっては、現行のＰＩＯ－ＮＥＴが国において端末・回線を調達・運用し無償貸与してきた経緯を踏まえ、自治体の負担増につながることのないよう、運用経費を含めた十分な財政支援を行うこと。

　併せて、相談現場で混乱が生じないよう、国と地方自治体の実務者レベルで情報共有や情報交換を緊密に行うことのできる場の設定や、消費生活相談員等に対する操作研修等の充実を図ること。新システム移行後は、ＷＥＢフォーム受付やテレフォニーシステムの利用における課題や効果を国と地方自治体の双方が認識でき、消費生活相談員や職員のシステム習熟度を高められるよう、全ての機能を体感できる検証・練習用環境を用意すること。

（３）「旧統一教会」問題への対応をはじめとする霊感商法等の被害者への対応について、従来の消費生活相談の枠組みでは対応が困難な複雑化・多様化した課題への対応が必要であることから、引き続き、専門相談窓口を設置し、その利用やトラブルの未然防止等について広く国民に周知するとともに、不当な勧誘により寄附をした者やその家族の被害回復等が図られるよう、関係機関の連携による重層的な支援に継続して取り組むこと。

２　食の安全安心の確保について

食の安全安心については、消費者の健康の保護が最重要であり、消費者に信頼される食品等の生産及び供給を確保し、もって消費者の現在及び将来にわたる健康の保護を図る必要がある。

令和６年３月に発生した機能性表示食品に起因する健康被害事案を踏まえ、同年９月に機能性表示食品及び特定保健用食品については、健康被害情報の届出や製造工程へのＧＭＰの導入の義務化がなされたが、栄養機能食品の義務化は見送られたところである。栄養機能食品についても、機能性表示食品や特定保健用食品と同様に反復・継続的に摂取されることが見込まれるものであり、消費者の健康を保護する観点から、健康被害情報の届出と製造工程へのＧＭＰの導入を義務づけること。

なお、これらに類似した一般食品を含む、いわゆる「健康食品」について、消費者が正しい知識と利用方法を理解できるよう、普及啓発を強化すること。

また、機能性表示食品、特定保健用食品及び栄養機能食品の健康被害情報の届出に伴う地方公共団体の事務負担に対し十分な人的及び財政的支援を講ずること。